



平成 23 年 3 月 23 日

各 位

会 社 名 K Y B 株式会社
 (登記社名 カヤバ工業株式会社)
 代表者名 取締役社長 臼井 政夫
 問合せ先 総務部長 大平 智彦
 電話 03-3435-3545

定款の一部変更に関するお知らせ

当社は、本日開催の取締役会において、下記の通り「定款一部変更の件」を平成 23 年 6 月下旬に開催の第 89 期定時株主総会に付議することを決議いたしましたのでお知らせいたします。

記

1. 変更の理由

本日付「執行役員制度の導入および執行役員人事に関するお知らせ」にて公表いたしました執行役員制度の導入に伴い、下記の通り現行定款を一部変更いたします。

- (1) 変更案第 19 条は、意思決定の迅速化を図るため、取締役員数の上限を減少させるものであります。
- (2) 変更案第 22 条第 2 項は、役付取締役に関して、副社長、専務および常務は執行役員~~の~~の役位とするため、「取締役副社長」、「専務取締役」および「常務取締役」を削除するものであります。
- (3) 変更案第 28 条は、取締役会にて執行役員を選任し得る旨を明確化するために新設するものであります。
- (4) その他、上記の変更に伴い、条数等の変更を行うものであります。

2. 変更の内容

変更の内容につきましては、次の通りであります。

(下線は変更部分であります)

現 行 定 款	変 更 案
(員数) 第 19 条 当社の取締役は、 <u>20</u> 名以内とする。	(員数) 第 19 条 当社の取締役は、 <u>12</u> 名以内とする。
(代表取締役および役付取締役) 第 22 条 (条文省略) (2) 取締役会は、その決議によって取締役会長、取締役副会長、取締役社長、取締役副社長、専務取締役および常務取締役を定めることができる。 (3) (条文省略)	(代表取締役および役付取締役) 第 22 条 (条文省略) (2) 取締役会は、その決議によって取締役会長、取締役副会長および取締役社長を定めることができる。 (3) (条文省略)
(新設)	(執行役員) 第 28 条 取締役会は、その決議によって、執行役員を選任することができる。執行役員に関する事項は、 <u>取締役会において定める執行役員規程による。</u>
第 28 条から第 39 条 (条文省略)	第 29 条から第 40 条 (現行通り)

3. 日程

平成 23 年 6 月下旬に開催予定の第 89 期定時株主総会の決議を経て効力が発生します。

以上